六　隊務の能率的運営及び報告統制に関すること。
七　統計に関すること。
八　渉外に関すること。
九　保営に関すること。
十　部内の事務の総括に関すること。
十一　前各号に掲げるもののほか、陸上総隊司令部の所掌事務（第二十六条の事務を除く。）で他の所掌に属しないものに関すること。

（人事課）

第六条　人事課においては、次の事務をつかさどる。

一　防衛及び警備の実施に関する人事見積り及び人事の計画に関すること。
二　隊員の任免、分限、懲戒、服務、規律その他人事に関すること。
三　隊員の補充に関すること。
四　知能、性格等に関する適性検査に関すること。
五　礼式及び表彰に関すること。
六　隊員の給与等の実施基準に関すること。
七　隊員の福利厚生並びに保健の実施計画及び宿舎に関すること。
八　警務関係の部隊の行う警護、交通統制等の保安職務に関すること。

［条を加える。］

（会計課）

第七条　会計課においては、次の事務をつかさどる。

一　経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。
二　旅費に関すること。
三　給与及び会計の事務処理手続に関すること。

［条を加える。］

（情報部の分課）

第八条　情報部に、次の二課を置く。

情報第一課
情報第二課

［条を加える。］

（情報第一課）

第九条　情報第一課においては、次の事務をつかさどる。

一　防衛及び警備の実施に関する情報見積り及び情報計画に関すること（情報第二課の所掌に属するものを除く。）。
二　防衛及び警備の実施に必要な資料及び情報の収集整理及び配布に関すること（情報第二課の所掌に属するものを除く。）。
三　防衛及び警備に関する秘密の保全に関すること。
四　部内各課の所掌事務に関する文書で部隊の行動に関して発せられるものの認証、編集及び保管に関すること。
五　部内の事務の総括に関すること。

［条を加える。］